

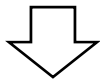
1 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

さらに、最近のいじめはスマートフォンやタブレット、音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

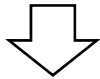
(1) いじめを理解する (いじめの定義の流れ)

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が 深刻な苦痛を感じているもの。 <平成17年度「問題行動等調査」>



「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

<平成18年度「問題行動等調査」>



「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」>

【いじめの基本認識】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈される

ことのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においてその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

（２） 「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめと

いう行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、その中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。

(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「**暴行罪**」（刑法第 208 条）
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→「**傷害罪**」（刑法第 204 条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す→「**脅迫罪**」（刑法第 222 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入る→「**強要罪**」（刑法第 223 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「**恐喝罪**」（刑法第 249 条）
- ・教科書等の所持品を盗む→「**窃盗罪**」（刑法第 235 条）
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「**強盗罪**」（刑法第 236 条）
- ・自転車を故意に破損させる→「**器物損壊罪**」（刑法第 261 条）
- ・校内や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→「**名誉棄損罪**」（刑法第 230 条）、「**侮辱罪**」（刑法第 231 条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「**強制わいせつ罪**」（刑法第 176 条）
- ・生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→「**児童ポルノ提供等**」（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

2 いじめの問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

（１）学校を挙げた積極対応

ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、小さな芽のうちに摘み取ること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図ること。

（２）平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること

いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。（３ヶ月程度をめどとする）

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

（３）家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじ

めはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

ア 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

イ 保護者の責務等

保護者の責務等については、「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、以下の点にも留意する必要がある。

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（「法」第9条第1項）

- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

（「法」第9条第2項）

3 いじめの防止等のための組織

(1) いじめの防止等のための組織等

ア 「いじめ問題対策連絡協議会」

「いじめ問題対策連絡協議会」は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者により構成し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。

イ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、各学校の実情に応じスクールカウンセラー等の必要と思われる専門的知識を有する関係者を加え構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

ウ 「いじめ対応アドバイザー」の活用

心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家等の活用を推進する。

【実践例】

- ・年3回のアドバーザー事業を実施し、その内、夏季休業中には、校内全体研修により、共通理解を深めた。

エ いじめの問題に係る啓発活動の実施

保護者など市民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、広報啓発を充実させる。

4 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【実践例】

- ・地域の方々をゲストティーチャーとして招き、道徳の授業を実施
- ・道徳の学級、学年、学校掲示の充実

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

【実践例】

- ・学習指導部と三役（リーダー）会のタイアップによるベル学指導の徹底。
- ・授業中の問題行動に対して生徒指導と連携し、即対応している。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

（５）児童会・生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

（６）体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

（７）生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

（８）家庭や地域と連携した取組

生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活ノート（白雲）等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

【実践例】

- ・毎月、月末にアンケートを実施
- ・QU 調査、夏季休業中の QU 校内研修会、事例検討会の実施

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・心の教室相談員やスクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝ホーム	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業 開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やか かし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い (机を合わせないなど) ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み 時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を 歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く

発見の 機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
給食 時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の 機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
授業中	○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み 時間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際など、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食 時間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のことを落としたりする
放課後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない生徒の様子

様子等	観 察 の 視 点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNS※ のグループから故意に外される	○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

（５）家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。

- 食欲がなくなったり、体重が減ったりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

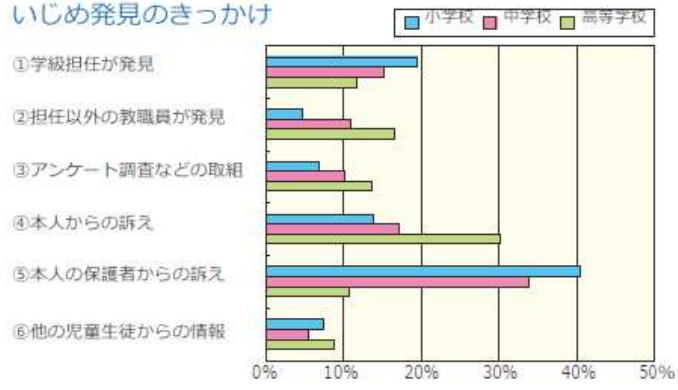
(6) いじめ発見のきっかけ

調査結果

- 教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校・高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えている。
- 小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。

平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

いじめ発見のきっかけ



調査結果から見えるポイント

- 中学校・高等学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になる。
- 高等学校での「保護者からの訴え」や、小学校での「本人からの訴え」など、上記のいじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

【実践例】

- 毎月、月末に生徒アンケートを実施し、その中に対応が必要である内容があれば、学年と生徒指導に報告し、個人面談や指導を行う。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

(1) いじめに対する組織的対応

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。

また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

① いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年主任、児童会・生徒会担当者、部活動総括担当者等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー等の必要と思われる教職員を加え構成する。

ウ 機能・役割

i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめの早期発見の観点から朝の会やS Tでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の共有を行う。
- ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
- ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、生徒、保護者等に周知し利用を促す。
- ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。

ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

iii) 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知

- ・「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、学校支援委員会や懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物等の配布やホームページへの掲載等）、理解と協力を得る。
- ・生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。

iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進

- ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。

- ・P T Aや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。

v) S C（スクールカウンセラー）やS S W（スクールソーシャルワーカー）心の教室相談員、関係機関等と連携したいじめ問題への対応

- ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、S CやS S W、心の教室相談員を活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。

- ・学校と警察の相互連絡制度（「いしかわS & Pサポート制度」）の適切な活用や市の少年愛護センター、県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。

- ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。

vi) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示

- ・個別案件対応班の設置
- ・情報の収集と整理
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・教育委員会、関係機関への協力要請
- ・個別案件対応班への指示・助言

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために、校長等管理職に教職員や生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

・中1生徒が中2生徒から部活動中に殴られ、登校を渋るようになった事案
→中1担任、中2担任、部活動総括担当者、部活動顧問、生徒指導主事、教育相談担当者、スクールカウンセラー

・一定の解消が見られた事案に対し、同一学級に在籍する加害生徒の保護者が学校の対応に不満を訴えてきた事案
→学級担任、学年主任、生徒指導主事、教頭

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・ 具体的対応策に関する指導・助言
 - ・ 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

(2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・ いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にか
け、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのな
い存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静
に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定
を図る。

イ いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分
理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態を
できるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあ
るため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導す
る。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考え
られるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指
導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に
目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行
う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするるとと
もに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。

- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1)「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2)「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

【実践例】

- ・全校集会において全校生徒に対して、インターネットに関する積極的指導
- ・携帯電話を持たせない指導

(3)「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（４）削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

ネットいじめ等被害時の対応手順

掲示板にいじめ等の内容を書き込まれた



掲示板のアドレスを控え、書き込み内容を保存する



直接



警察・法務局に相談する



掲示板の管理者に削除を依頼する



管理者が不明等の場合はプロパイダ等に削除を依頼する

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は市立学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受け る生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席 することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席 しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は市立学校の判断 により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。また、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

（３）重大事態の調査

ア 市立学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに市立学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第２２条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに市立学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・市立学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

（４）調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・市教育委員会又は市立学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・市立学校に係る調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（５）調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び市立学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

参考資料

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしめない | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

● 授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |

● 昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きな物を他の生徒にあげる | ☐ 他の生徒の机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

● 清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

● その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている生徒

- | | |
|---|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す | ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう | |

参考資料 いじめの問題への取組チェックポイント

いじめの問題への取組について、いじめ問題対策チーム、個別案件対応班及び教職員一人一人が、それぞれの立場でPDCAサイクルに基づき、定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行うことが大切である。

（１）指導体制

- ・ いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。（チーム）
- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。（チーム）
- ・ いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。（チーム）

（２）早期発見・早期対応

- ・ 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。（教職員）
- ・ 児童生徒の生活実態について、例えば、聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。（チーム・教職員）
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備が行われ、それが十分に機能しているか。（チーム）
- ・ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。（チーム・教職員）
- ・ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。（チーム）

- ・学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。**(チーム)**

(3) 教育指導

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。**(教職員)**
- ・道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び児童会・生徒会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。**(教職員)**
- ・いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。**(チーム)**
- ・いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。**(チーム・対応班)**
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。**(チーム・対応班)**

(4) 家庭・地域社会との連携

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画（学校いじめ防止基本方針）等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。**(チーム)**
 - ・家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。**(チーム・対応班)**
- ※（ ）内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。